

愛知学院大学短期大学部人材の養成・教育研究上の目的に関する規程

令和 5 年 4 月 1 日制定

第 1 章 目的

(目的)

第 1 条 この規程は愛知学院大学短期大学部学則第 1 条の 3 に基づき人材の養成・教育研究上の目的を定め、明確にすることを目的とする。

第 2 章 人材の養成・教育研究上の目的

(短期大学部の人材の養成・教育研究上の目的)

第 2 条 短期大学部は教育基本法及び学校教育法、歯科衛生士法の規定に基づき、社会構造の変化、歯科医療を取り巻く環境の変化に的確に対応できるための能力を養い、口腔の健康の向上ならびに維持増進に寄与できる実地的な大学専門教育を授けることを目的とし、併せて愛知学院設立の趣旨である仏教主義、特に禅的教養を身に付けた人材を育成し広く文化の発展に寄与することを使命とする。

第 3 章 改廃

(規程の改廃)

第 3 条 この規程の改廃は短期大学部教授会の議を経て、教学改革推進会議が行う。

附 則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。